

# 松戸市教育委員会会議録

令和元年9月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和元年9月定例会

|             |                      |     |                      |   |
|-------------|----------------------|-----|----------------------|---|
| 開 会         | 令和元年9月10日 (火) 午後2時より | 閉 会 | 令和元年9月10日 (火) 15時00分 |   |
| 署名委員        | 教育長 伊藤 純一            | 委 員 | 山形 照恵                |   |
| 出席委員<br>氏 名 | 教育長 伊藤 純一            | ○   | 委 員 伊藤 誠             | ○ |
|             | 教育長職務代理者 山田 達郎       | ○   | 委 員 武田 司             | ○ |
|             | 委 員 市場 卓             | ○   | 委 員 山形 照恵            | ○ |
| 出席職員        | 内訳別紙のとおり             |     |                      |   |
|             |                      |     |                      |   |

|      |          |
|------|----------|
| 提出議案 | 内訳別紙のとおり |
| 特記事項 |          |

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和元年9月定例教育委員会

| No. | 部課名 及び 職制名 | 氏 名    | No. | 部課名 及び職制名 | 氏 名   |
|-----|------------|--------|-----|-----------|-------|
| 1   | 生涯学習部 部長   | 片田 雅文  | 21  | 博物館 館長補佐  | 染野 寿郎 |
| 2   | 生涯学習部 審議監  | 津川 正治  | 22  | 学務課 課長    | 西郡 泰樹 |
| 3   | 学校教育部 部長   | 小澤 英明  | 23  | 〃 課長補佐    | 中坂 正夫 |
| 4   | 学校教育部 審議監  | 岡村 隆秀  | 24  | 〃 管理主事    | 河本 亮  |
| 5   | 教育企画課 課長   | 菊地 治秀  | 25  | 指導課 課長    | 吉野 桂子 |
| 6   | 〃 参事       | 平松 澄明  | 26  | 〃 課長補佐    | 藤中 孝一 |
| 7   | 〃 専門監      | 村上 陽子  | 27  |           |       |
| 8   | 〃 課長補佐     | 大西 真   | 28  |           |       |
| 9   | 〃 課長補佐     | 安蒜 孝哲  | 29  |           |       |
| 10  | 〃 主幹       | 渡辺 正浩  | 30  |           |       |
| 11  | 〃 主査       | 武田 茂   | 31  |           |       |
| 12  | 〃 主査       | 永淵 智幸  | 32  |           |       |
| 13  | 〃 主任主事     | 島村 仁美  | 33  |           |       |
| 14  | 社会教育課 課長   | 井之浦 太郎 | 34  |           |       |
| 15  | 〃 課長補佐     | 藤谷 美伸  | 35  |           |       |
| 16  | 〃 主査       | 橋本 欣之  | 36  |           |       |
| 17  | 生涯学習推進課 課長 | 橋本 貢一  | 37  |           |       |
| 18  | 〃 主事       | 岩元 みなみ | 38  |           |       |
| 19  | 青少年会館 館長   | 若林 佐恵子 | 39  |           |       |
| 20  | 博物館 次長     | 堤 和子   | 40  |           |       |

## 令和元年9月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和元年9月10日（火） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

（1） 議 案

（2） 報告等

4 その他

## 令和元年9月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第20号

松戸市立博物館協議会委員の任命について (博物館)

#### ② 議案第21号

松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について (社会教育課)

#### ③ 議案第22号

松戸市教育功労者の表彰について (社会教育課)

#### ④ 報告第2号

臨時代理による処分の報告について (学務課)

#### ⑤ 報告第3号

訴訟代理人の委任及び代理人の指定について (教育企画課)

### (2) 報告等

#### ① 第71回松戸市文化祭について (生涯学習推進課)

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

#### ◎開 会

**教育長** 本日、市場委員が都合により到着がおくれています。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。市場委員には、到着次第、審議に参加していただきます。

ただいまから令和元年9月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

**山形委員** はい。

**教育長** よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告議案2件となっておりますが、今お手元に議案第23号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する規則の制定について」を提出させていただきました。これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第23号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第23号を日程に追加の上、議題に追加することに決定いたしました。

本日の議題のうち、報告第2号は個人情報にかかわる案件であり、また、報告第3号は人事案件となります。したがって、報告第2号、報告第3号の2件の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第2号、報告第3号の2件の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、報告第2号、報告第3号の2件の審議は、秘密会といたします。

---

#### ◎日程の変更

**教育長** 次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、報告第2号、報告第3号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告第2号、報告第3号は追加された議案第23号とその他の後に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、報告第2号、報告第3号は、追加した議案第23号とその他の後に審議することに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

---

#### ◎議案第20号

**教育長職務代理者** それでは、よろしくお願いたします。

市場委員も冒頭から到着されているということで確認させていただきます。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第20号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

**博物館次長** 博物館次長、堤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

本案は、松戸市立博物館協議会委員の任期が令和元年9月30日をもちまして満了となりますので、松戸市立博物館条例第8条第3項の規定に基づき、新任1名、再任9名の計10名を任命するものでございます。

2ページをごらんください。

4号委員、学識経験者の新任といたしまして、日高 慎氏でございますが、考古学の専門分野について識見をお持ちの方として、博物館協議会委員として新たに任命するものでございます。その他の委員の皆様については再任でございます。

任期につきましては、同条例第8条第3項の規定に基づき、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

何か確認等含めて、よろしいでしょうか。新任の先生がお一方いらっしゃるということですが。

市場委員。

**市場委員** 委員の皆さんの大体の年齢構成はわかりますか。

**博物館次長** すみません、平均年齢を出していないので、全ての委員の皆様の年齢を申し上げます。

大島委員、58歳、大西委員、39歳、山口委員、44歳、岡田委員、82歳、谷鹿委員、60歳、百田委員、58歳、濱島委員、82歳、佐藤委員、65歳、小島委員、61歳、日高委員、51歳でございます。

**市場委員** 長い方と、比較的短い方が極端に分かれているので、気になっただけなんですけれども、ありがとうございます。



**教育長職務代理者** 武田委員、お願いします。

**武田委員** 新しい日高委員というのも、おやめになられた安蒜先生の同じ考古学ということで、非常によろしいかと思うんですが、何かそれは引き継ぎの何というか、ご提案とか、そういったものがあったりするのか、あるいは松戸市のほうでいろんな方を模索していらっしゃるのか。その辺の選定の方法を少しお聞かせいただければと思います。

**博物館次長** 松戸市の協議会の委員としまして、学識経験者におきましては各分野、建築史学、近世史、民俗学、考古学の分野の中から、博物館のほうで選んでいるところでございます。

日高委員につきましては、博物館で館長以下、学芸員が何人かの先生を選びまして、その中で日高委員については最優先でお願いしようということで決めました。日高委員でございますが、過去松戸市の発掘調査にかかわるなど、松戸市の遺跡についても豊富な知識と経験を有しているという方で、推薦させていただきました。

**武田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

任期満了に伴うもので、再選の方がほとんどでございますけれども、お一方の先生が新任。よろしいですか。

ほかはないようでございますので、それではこれもちまして、質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第21号

**教育長職務代理者** 次に、議案第21号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

社会教育課長。

**社会教育課長** 社会教育課、井之浦です。よろしくお願いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

3ページをごらんください。

議案第21号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」をご説明申し上げます。

松戸市美術品等選定評価委員会条例第4条の規定に基づき、松戸市美術品等選定評価委員を委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、令和元年10月31日をもちまして任期が満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。任期につきましては、令和元年11月1日から令和3年10月31日までの2年間でございます。

提案いたしました委員候補者名簿につきましては、4ページ、参考資料のとおりでございます。

今回は再任が3名、新任が2名でございます。まず、新任者2名についてご説明申し上げます。

お1人目は、名簿上から2番目の木島隆康様でございますが、東京芸術大学名誉教授を務めておられます。ご専門は絵画修復でございます。数々の重要な油彩画作品の修復を手がけてきたほか、迎賓館赤坂離宮や東京大学安田講堂等の建物装飾としての油彩画作品の修復を牽引した実績がございます。絵画の幅広い知識を有しておられることから、その力量を十分に発揮していただけるものと期待しております。

次に2人目として、名簿上から3番目、木田拓也様でございますが、武蔵野美術大学教授をお務めでございます。ご専門は近代工芸史・デザイン史でございます。前職は東京国立近代美術館の学芸員でございました。数多くの展覧会を担当され、現在におかれましては、大学におきまして、工芸デザインにおける日本的なもの及びアジアや欧米との交流等をテーマに研究をなされております。近代工芸史・デザイン史の幅広い知識を有しておられることから、その力量を十分に発揮していただけるものと期待しております。

続きまして、再任の3名の方でございますが、名簿一番上、岩切信一郎様は新渡戸文化短期大学の元教授でいらっしゃいまして、現在は早稲田大学非常勤講師及び國學院大学の非常勤講師をお務めでございます。ご専門は近代日本版画史でございます。

次に、名簿下から2番目、角田拓朗氏でございます。神奈川県立歴史博物館の主任学芸員でございます。ご専門は近代日本美術史でございます。

最後になります。名簿の一番下、西山純子様でございます。千葉市美術館の上席学芸員でございます。ご専門は近代日本版画でございます。

この5人の候補者はいずれも美術史研究等の各分野における第一人者であります。したがって、美術品等の収集に関する選定及び評価について適切なお審議、ご指導いただけるものと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 議案第21号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

こちらは新任の先生お二方お願いしていると。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** この5名の方の役職を見ても非常にお忙しそうな方ばかりかなという感じがするんですけども、それぞれ案件が生じたときに、皆さんに集まっていたいただいて審議いただくのか、あるいは書類とか何かを送って、ご意見をいただいて、それで結論を出すというような、そういう仕組みになっているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

**社会教育課長** 今のご質問にご回答させていただきます。

基本的には一堂に会しまして、ご審議をいただくというふうなことになってございます。

以上でございます。

**伊藤委員** そうすると、もし都合がつかなくて欠席をせざるを得ないようなときなんかは、事前にご意見をいただくのか、あるいは全くその方は欠席のままということで扱われるのか、その辺のところはどうでしょうか。

**社会教育課長** 委員のおっしゃるとおり、欠席等の場合は資料をご送付させていただいて、意見を伺いますが、基本的には委員の人数5名で、かつ年に1回の開催なので、5人の都合が合うところを事務局のほうで選びまして、できるだけ5人全員が参加いただけるような形で開催させていただいております。

以上でございます。

**伊藤委員** わかりました。

**武田委員** ちょっと中身をお伺いしてもいいですか。

**社会教育課長** はい。

**武田委員** この専門のラインアップを見ていると、すごく松戸の収蔵品に即して人選されているなというのを感じます。今、年に1度の開催というふうにおっしゃったんですが、この選定というのは恐らく新しいものをお求めになったときとか、そういったときに集まっていた

だいて、ご審議いただいてというふうに認識していたんですが、最近の展覧会を企画していく中で、そういったときには、こういう選定委員の先生に特別にご意見をいただいたりとか、違う形でもかかわっていただくということはなさらないのかなと思ったりもしたので、どのようなかわり合いかなというところでお伺いしたいです。

**社会教育課長** ありがとうございます。

基本的に一堂に会して年1回やるというのは、ご承知のとおり評価であるとか、そういったところでやらせていただいているんですが、例えばそういった所蔵している美術品を展示したりする場合は、やはり必要に応じてご意見をいただいたり、参考までにご指導いただいでやります。

審議会としての会は年に1回、そのときにこちらで新しく所蔵した物に対しての評価であったり、ご意見、ご指導いただくようなものになりますけれども、それ以外で、そういった我々の事業の展開の中で、何か例えば版画展をやるんだといえば、版画の先生がいらっしゃいますので、どういうふうにやれば市民の方に喜んでいただける展覧会になるかとか、そういったところではご意見を頂戴して、参考にさせていただくようなことも必要に応じてやらせていただいております。

以上でございます。

**武田委員** ありがとうございます。

よくわかりました。それを聞いてすごく安心しました。せっかくすばらしい方がそろっているのに、もったいないなと思ったものですから、ありがとうございます。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

**武田委員** はい。よくわかりました。

**教育長職務代理者** 専門家でいらっしゃるの、いろいろなご質問があるのかなと。

**武田委員** 本当に前回のこの2期目の角田先生と西山先生をお選びになったときもそうですけども、ここ1、2期の選定というのは本当にすばらしいなと思っていて、本当に収蔵品のことをよくわかっていらして、ぜひ活用したいという前向きな意思がよく見えるので、本当に期待したいところなんですけど、年1回と聞いてちょっとがっかりしたものですから、そこを聞いたかっただけです。ありがとうございます。期待しております。

**社会教育課長** ありがとうございます。

**市場委員** 僕は実態をわかっていないので、何をどんなふうに評価しているのかということ、もう少し具体的に教えてほしいんですけども。

**社会教育課長** そうですね。ちょっと専門的なことなので、それこそ武田先生のほうがお詳しいかと思うんですが、評価委員会条例の中にございますとおり、美術品の真贋、我々にとってはちょっと本物なのかにせものなのかとか、そういったことも含めて、まず評価をいただくということと、あとは評価ですから価値です。価格評価というものを審査いただく。

あとは松戸市として寄附とかでいただくときに、それが寄附していただくのに適したというか、松戸市で受け入れるべき物なのかどうかという、要するに松戸市は今、松戸市ゆかりの美術品ということで、そこに絞ってデザインを含めた美術品を収集しております。それで收藏しております。その美術品をそういった真贋であったり、評価額であったり、そういったところで専門家のご意見を伺いながら、その後の受け入れとか、利用についてとか、修復についてという、そういった事業の計画を立てていくということでございます。

以上でございます。

**市場委員** そうすると、主には新しく寄贈していただく物について、それが実際に寄附していただくべき物なのかどうか、その芸術的価値がどうなのか、例えば修復が必要な物かどうか、そういうことを評価していただいているというようなイメージでよろしいでしょうか。

**社会教育課長** 委員おっしゃるとおりでございます。買うときはお金を払って買いますので、それで評価額というものをきちんと決めていただいて、その額で購入を検討するというような形ですし、寄附いただくときは、それが本物なのかどうかというのは、我々素人にはちょっとわかりませんので、専門家の皆様にちょっと真贋をいただくというようなことで、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほか、よろしいでしょうか。

役割とすると、その評価等なんでしょうけれども、ぜひ市民に発信する場で、何かご助言いただいたり、何か市民の文化の増進に、お忙しい中、さらにご寄与いただけるような何かやり方があれば、ぜひ事務局のほうで工夫して、すばらしい先生方の知見を生かせるといいなど、本当に私も素人でございますけれども、やっぱりそういうご意見がつくと、見る側とすると、そうなのかと思って勉強になるという、それがなくなかなかというところがやっぱり入り口としてはあると思いますので、すみません、私の意見でございました。

武田委員。

**武田委員** 今、山田委員の意見というので、私もちょっと言わせていただいてもよろしいでし

ようか。

新拠点のほう、中央公園のほうの遺構になっています東京高等工芸学校に関連する資料というのはすごくたくさんあって、収蔵品としてもあって、先ほど市場委員がおっしゃった様に新しく入る物だけではなくて、今持っている物の再評価、そういったものにも恐らくかかわっていくのではないかと想定いたします。再認識されて、これは松戸の中で誇るべきものだという再評価がたくさんこれから収蔵品の中から生まれてくるだろうというふうに思う中で、ぜひそれこそ今、山田委員がおっしゃったように、こういう方にコメントを書いていたけると嬉しいです。あるいは著作権問題とかが許されるのであれば、何かそのレプリカみたいなものを公共の場で使えるような、何かそういう方策をとっていただく、その陣頭指揮をこういう先生方をお願いしてみるとか、何かもう少し新しい展開をぜひお願いしたいなと思います。ある物を生かし、さらに宝へという、その流れを一番希望するところです。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

社会教育課長。

**社会教育課長** ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、まだ市民の皆様にも、要するに私たちの持っている美術品は松戸市民の財産でございますので、これを多くの市民の方にご覧いただくということが我々の美術行政としての務めだとは思っております。おっしゃられたように、新しい展開というものを日々研究してまいりたいと思いますし、偶然ですけれども、きょう東京大学のほうで著作権の関係の研修がありまして、学芸員の職員が今そちらのほうに出席しているところでございます。

本当に貴重な意見ありがとうございます。今後に生かしていきたいと思っておりますので、以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第21号を採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第22号

**教育長職務代理者** 次に、議案第22号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

**社会教育課長** 議案5ページをごらんください。

議案第22号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づきまして、別紙の方に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由といたしましては、松戸市美術品等選定評価委員としての多大な功績及び労苦に感謝の意を表するためでございます。

対象者は次のページに記載の坂本 満氏及び歌田眞介氏の2名でございます。経歴等につきましては、7ページからの推薦調書のとおりでございます。坂本氏は昭和60年1月から令和元年10月までの10期20年、歌田氏は平成11年9月から令和元年10月までの9期18年にわたりまして、松戸市美術品等選定評価委員として、美術品等の選定評価にご尽力をいただいた方でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第22号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどと関連で、ご退任になられた先生方についてです。大変長い期間でございますし、もう拝見すると、お歳も本当に87歳。

市場委員。

**市場委員** 坂本先生は昭和60年から令和元年で委員歴が20年ということは、飛び飛びということですか。

**社会教育課長** ご説明申し上げます。

平成5年11月から平成7年11月までの間が1期あいてございます。すみません、昭和60年1月から平成31年の10月までお務めの間の11期の間で、2期目に当たる平成5年11月から平成7年11月までの1期だけ間があいてございます。10期でございます。

**市場委員** もっとだよね。

**教育長職務代理者** もっと長い。もう少しあいていますかね、どこかで。

**社会教育課長** すみません。改めて説明をさせていただきます。

昭和60年、このときは条例がまだできておりませんで、毎年開催ではなかったんです。案件があったときに、その委員の方をお呼びして会を開くというような形で、平成27年に初めて条例化をしたんですが、それまでは要綱で案件があったときにだけ開催するような形で、平成5年から平成7年の間は、ここで開催したときの委員には坂本先生が入っていなかったということでございます。

**教育長職務代理者** ご説明をいただきましたが、ちょっと後に残る文書だと思うので、確認をしたいのですが、今は5年から7年は抜けていた、これは2年間ですよ。ただ昭和60年、平成って30年あるわけですから、34年間ぐらい、この文書で誤りでなければいいんですが、歌田先生のほうは平成11年9月から元年10月までで合いますか。これで合いますか。

社会教育課長。

**社会教育課長** すみません。今、私の手持ちの資料に美術品等選定評価委員会委員経歴表というのがあるんですが、先ほど言いましたように、まだ条例ができる前は要綱でやっております、案件が発生したときに2年の任期をもって委員を選任します。ですので、そこから2年はいるんですけども、その2年の任期が終わったとしても、すぐに次の委員さんをその場では委嘱しないんですね。また何年かたって、また案件が出てきたときに、またそのときに委員を委嘱して2年の任期でやっていますので、60年から今の令和元年10月31日までに、委員として2年の任期で11期の委嘱がなされました。2年という任期は変わらないので、その間は20年よりは長いですが、11期分だけ委員会を開いた。すごくわかりにくいので、この資料を委員の皆様にお配りしていなかったのが、ちょっとわかりにくいんですけども、そういう形で、平成27年からは条例化しましたので、案件があろうがなかろうが毎年きちんと任期が切れたら、次の任期で2年間の委員さんを委嘱するというところでございます。

**教育長職務代理者** わかりました。

そうすると、先ほどの平成5年から平成7年の1期については選任していなかったというご説明がちょっと今度は、もっと、じゃ、選任していない間があると思うんですね。

**社会教育課長** はい。

**教育長職務代理者** ですので、先ほどの補足のところはちょっと置いておいて、昭和60年1月から令和元年10月までの間で通算10期、20年間にわたってご尽力をいただいたということで、



間違いはないということですね。

**社会教育課長** はい。間違いありません。

**教育長職務代理者** じゃ、この文書はこのままでよいという理解ですか。

**社会教育課長** はい。間違いはございません。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

武田委員。

**武田委員** こちらのことはそれでいいんですけども、今のお話を聞くと、そういう新たなものがなければ、今までは招集することはなかったということですよ。それが、27年からは、新たなものがなくても既にあるものに対しての、新たな目線を向けるということをするようになったということですよ。ぜひそのようにお願いしたいなというところで、今までそうしないで、2年間留保というのは全く理解できないですね。ぜひ改善をよろしくお願ひしたいと思います。すみません、意見です。

**教育長職務代理者** そうですね。収集だけではなくて、そういう活用も含めて、先生方にぜひやっていただけるように27年、ついこの間ですから、27年からそういう制度になったということに、そういう意味があるはずだということのご意見だと思います。

文章等大丈夫ですか。

伊藤委員、よろしいですか。

**伊藤委員** はい。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

それでは、ほか、いいですね。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

---

### ◎議案第23号

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に追加された議案第23号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部

を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

**教育企画課長** それでは、議案第23号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

冒頭でお配りいたしました資料をごらんください。

提案理由につきましては、市立学校に勤務する非常勤職員等の労務環境改善のためでございます。

改正する内容につきましては、非常勤職員の特別休暇についての2点でございます。

まず、1点目です。

正規職員に認められている有給の結婚休暇5日間を、非常勤職員にも新たに設定をするものでございます。

2点目は、忌引休暇の拡充についてでございます。従来、非常勤職員の忌引休暇は、休暇の対象となる亡くなられた親族の続柄や取得できる日数において、正規職員と比べ、限定された制度となっておりました。このたび正規職員同様の水準に合わせるものでございます。

詳細につきましては、改正前と改正後の新旧対照表をごらんください。

左側が改正前、右側が改正後ということで、期間等について表記がございます。下線部の部分につきましてが変更の部分でございます。

今回の改正につきましては、市長部局が非常勤職員の待遇改善を図るために来月から改正するものを、教育委員会も同様に実施をするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** それでは、議案第23号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

初見だと思います。大丈夫でしょうか、資料。ご質問。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

確認で、松戸市の職員、市役所等の職員と学校の非常勤職員が同じになるという説明の理解でよかったかということと、「非常勤職員等」の「など」というのは何なのかという点です。非常勤職員ではなく、例えば週何回以上が非常勤職員で、それ以外という該当があるか

ら「など」がついたのかと思ったので、そこの働き方というか、非常勤職員というのはどう  
いう方たちが適用されるのか。例えば週1回とか2回の方も、もしかしたらいるかもしれない  
ので、そういう方の場合は入らず、週4回からがとか、保険の関係でなど、どのような働  
き方の「非常勤職員等」なのかというところが知りたいです。

**教育長職務代理者** 2点ですかね。非常勤職員と、それから「等」というところと合わせて、  
お願いします。

教育企画課長。

**教育企画課長** 松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の中の第2条に「非常勤職員等」  
という規定がございまして、こちらは非常勤職員及び臨時的任用職員のことを指してござい  
ます。

こちらの非常勤職員と臨時的任用職員につきましては、職種等がさまざまございまして、  
スクールアシスタントや特別支援教育補助員や養護補助職員などでございます。そういった  
中で、臨時的任用をしている方と非常勤職員という、先ほど委員さんがおっしゃったような  
勤務日数によって、非常勤だったり臨時的任用だったりということで分かれているところで  
ございます。

こちらのほうを整理させていただいて、その2種類の方につきましては、同一労働同一賃  
金ではありませんが、働き方の一つとして市長部局の制度を拡充したいということですので、  
委員会もそれに沿って整備をさせていただくと、そういうこととございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

**山形委員** はい。任用職員。

**教育長職務代理者** 臨時的任用職員というお話がありました。それを含むのが「等」だと。

**教育企画課長** そうです。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょうか。

市長部局がここで改正するのに合わせて、教育委員会でもということで、これは市立学校  
に勤務するという以外の、学校以外の非常勤職員というのは、そういうカテゴリーの方とい  
うのはないわけですか。教育委員会の所管の中では、学校という現場に非常勤職員がいらっ  
しゃる。それ以外はないんですかね。この就業規則で出ているのが、学校の関係だけという  
ことで。

教育企画課長。

**教育企画課長** こちらの規則は、市立学校に勤務するということでございますので、適用については市立学校に勤務する非常勤職員、または等ということになっております。

**教育長職務代理者** ほかにはないということですね。教育委員会の所管では、ほかにはないというご説明でよろしいということですか。

教育企画課長。

**教育企画課長** 学校以外についての非常勤職員等につきましては、市長部局での扱いになりますので、教育委員会で所管しているのは、市立学校に勤務する職員ということで区分けがされております。

**教育長職務代理者** わかりました。

じゃ、そこを平仄を合わせるといいますか、足並みをそろえるというところだそうでございます。よろしいでしょうか。

(「学校以外にいるかいなか」の声あり)

**教育長職務代理者** 学校以外では、教育委員会の所管にはないという……

(「そういった施設にはいないのという」の声あり)

**教育長職務代理者** そう。いない。いるのであれば、そういう就業規則の改正もするのかなと思って。ここで1本だけ出てきているので、このタイミングではこの1本だけということは、ほかにはないんですねという確認をしたので、ないというお答えだったので、そういうことかなと。

**教育企画課長** こちらの規則で制定されているのが、この市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則、規則で制定しているのが、この非常勤職員等でございますので、ほかにも就業規則ではなくて、要綱等にのっとり勤務している方々も別にいらっしゃいます。

ただこれは規則に準じない、ここでの教育委員会会議で諮らせていただいているのはあくまで規則改正に準ずる人たちですので、規則の中で就業に当たる人たちへのものですので、それ以外にでも要綱等で働いている方々も別にいらっしゃいます。ただその部分は、こちらの会議で諮る内容ではございませんので、この議案には上げられないということで、あくまで規則で定められて働いている方々についての規則変更ということになりますので、複雑でちょっとわかりにくいと思いますが、そういう形でございます。

**教育長職務代理者** 働いているけれども、就業規則の対象ではないという方がいるんですね。

**教育企画課長** いらっしゃいます。

**教育長職務代理者** そっちのほうがすごく驚きなんですけれども、それは要綱で働いていると

というのは、その方は働いているけれども、就業規則によって、何というんですかね、守られる、あるいは権利が保全されるということがないという種類の働き方があるということですね、そうすると。パート、アルバイトとかも就業規則というのは一般にありますけれども、そういうことでない要綱による働き方という働き方があるんですね。

専門監、お願いします。

**教育企画課専門監** すみません、そもそも臨時職員等のほうについては、市長部局の人事担当のほうでさまざまな条例、規則、要綱等を掌握しておりまして、そちらのほうの臨時職員等の取り扱い要綱というものがまずベースになっております。そちらのほうに、松戸市の中で臨時非常勤といわれる職種の方々が基本的には網羅されています。例えば市立高校の非常勤講師も、そちらの市長部局で所管している要綱に載っておりますし、ほかの戸定歴史館の名誉館長についてもこちらの分類に入っております。

今回、私どものほうで出しております規則は、あくまでも学校現場で働く臨時非常勤職員というところで、こちらの中に入っていないものをもともと規則で持っております、今回、人事当局のほうで、10月の改正に合わせて要綱を改定するということを受けましたので、こちらでも教育委員会として足並みをそろえるという意味で、同じにしたという流れになっております。

**教育長職務代理者** わかりました。わかりましたというか、こういう理解でいいでしょうか。

つまり、ここでカバーしている学校現場以外の非常勤の方は、市長部局のほうの就業規則でカバーされているということですね。

**教育企画課長** そうです。

**教育長職務代理者** はい。わかりました。すみません。

ほかにもあるのに、それがおくれるとかということが後から出てくるのかなということがないことをちょっと確認したかったので。

よろしいですか。

それでは、ほか、ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、その他に移ります。

事務局から何かご報告がございますか。

生涯学習推進課ですかね。

生涯学習推進課長、お願いします。

**生涯学習推進課長** 生涯学習推進課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和元年度第71回松戸市文化祭の開催についてのご報告をさせていただきます。

こちらのピンクのチラシが参考資料となりますので、よろしくお願いいたします。

松戸市文化祭は、市政施行6年後の戦後間もない昭和24年に第1回目が開催されました。当時は体育大会や児童劇など、主に子どもやその保護者を対象にした催しを中心でございましたが、その後、社会教育行政の枠組みの中で、成人学校を契機とした団体やそのほかの自主団体の成果等の発表の場として、今日に至っているところでございます。昨年は節目の年といたしまして、第70回目を迎えたところでございます。

本年、第71回目の内容につきましては、お手元にごございますピンク色のプログラムにお配りさせていただいているかと思っておりますので、そちらをごらんいただければと存じます。

日程につきましては、10月20日日曜日から12月1日日曜日まで開催を予定しております。そのオープニングセレモニーといたしまして、9月29日日曜日に市民劇場におきまして、オープニング一日文化祭を開催いたします。伝統文化の発展のために、松戸市のイベント出演等幅広く活動している松戸市和太鼓連盟による和太鼓の演奏、講談師、神田鯉栄さんによる講談、そのほかマジシャンによる日本の伝統奇術をお楽しみいただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、教育委員の皆様には市民の生涯学習の成果の発表を文化祭視察という形で、短い時間ではございますが、例年ご鑑賞いただいております。本年も視察を予定いたしております。後日、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。日程につきましては、11月3日祝日、文化の日の午前中を予定いたしておりますので、ぜひご参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

松戸市文化祭についてでございます。

続きまして、台風の影響等について、生涯学習部長から。

**生涯学習部長** では、昨日、本市も影響ございました台風15号での、本市教育委員会で所管しております施設等についての概略を報告させていただきたいと思います。

まず、台風でございますが、最大風速が37.3メートルという、やはり近年本市でもかなり大きな風が吹いたというような状況がございまして、雨につきましては、1時間当たり36ミリで、総雨量としては116ミリということで、雨よりもやはり風による被害が大きかったという台風でございます。

このうち、被害、市内あちこちであったわけでございますが、教育委員会の所管する施設といたしまして、まず、学校関係でございますけれども、被害の内容は樹木の倒木であるとか、あるいは校舎のガラス窓が割れただとかいうような被害がございまして、ひどいものはやはり体育館の外壁パネルが何カ所かで剥がれてしまったというような被害がございました。

トータルといたしましては、学校関係、小学校で30校、延べにして41件の被害があります。報告がございました。また、中学校につきましては12校、延べ18件の被害がございまして、合計42校、59件の倒木であるとか、ガラスの破損であるとかという被害がございました。ただ壊滅的に校舎を破損させるような被害は特にはなく、授業には、大きな影響には、まだ今のところ至っていないというような報告は受けているところでございます。これの対応につきましては、順次担当部署のほうでとり行っているという状況でございます。

そのほかの教育委員会の所管する施設といたしましては、社会教育施設として、博物館であるとか、戸定歴史館であるとかもろもろございますが、その中で特に戸定歴史館での被害がちょっと大きいものでございまして、歴史館の新しくつくった展示館のほうでございまして、けれども、そちらの屋根が一応瓦屋根になっているんですが、それが強風によって壊れてしまって、一部ちょっと破損しているような状態がございます。それとあと、歴史館の構成する庭園のほうの門扉が、風によって倒壊してしまったというようなことがございまして、これについても順次対応はしていきたいというふうに考えております。

そのほか、スポーツ施設等でも被害がございまして、運動公園内の樹木の倒木であるとか、あるいはあちこち市内に体育館がございまして、やはり体育館の周りは非常に樹木が多いという状況がございまして、そういった樹木等の倒木、あるいは枝折れ等によって、ちょっとガラスが割れてしまったというような被害もございまして、ただ施設を使用できなくなるような被害にはなっていないというところで、これについても順次担当課のほうで対応しているような状況でございます。

まだ全容が細かくちょっと報告が上がってきているわけではないんですが、とりあえず報告がございました件について口頭で報告させていただきました。いずれにいたしましても、やはり風がかなり強かったということで、今までにはこういった被害は余り起きてはなかったようなんですけれども、ちょっと今回の台風についてはかなり被害が多く発生したということでございましたので、報告はさせていただいた次第でございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何かこの件に質問。

伊藤委員。

**伊藤委員** 戸定歴史館の今のお話で、結果的に見学とか何かに支障が生じているとか、そういったことはあるんでしょうか。

**生涯学習部長** 今の段階では、特にそういう施設を閉館しているというようなことは起きてはおりません。ただ建物を少し直すときに、場合によっては屋根のところなものですから、どうしても足場を組んだりだとか、重機を持ってきたりとかということがあると思いますので、そういったことによつて一時的にちょっと施設をとめるということは可能性としてないわけではないんですけれども、ただまだ具体的にどんな形で修復するのかということも決まっていけないものですので、一応安全な措置はとりながら、施設はそのままオープンしているというような状態でございます。

**教育長職務代理者** 交通があれですね。先生方の登校も大変だったろうと思うので、10時登校だったのかな。保護者の方が連れて歩いておられるのを拝見しました。

**生涯学習部長** 登校時間については、各学校での判断というのもありましたので、10時のところもあれば9時のところもあるというふうなところでございます。

**教育長職務代理者** いろいろ危機対応、ご準備なさっていることと思いますが、大変でございました。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは以上ですか。

委員の皆さんから報告事項ありますか。また、秋の学校計画訪問に同行させていただく機会もまた今後出てくると思いますので、機会を見てぜひご報告をいただけたらと思います。



◎報告第2号及び報告第3号

**教育長職務代理者** では、続きまして、報告第2号、報告第3号を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第2号、報告第3号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、生涯学習部審議監、教育企画課長、学校教育部長、学校教育部審議監。

以降指定する職員は各議案で入れかえをお願いいたします。

報告第2号、学務課長、学務課長補佐、学務課管理主事、教育企画課参事、教育企画課専門監、教育企画課長補佐、教育企画課主幹。

報告第3号、指導課長、指導課長補佐、教育企画課参事、教育企画課専門監、教育企画課長補佐、教育企画課主査。

以上です。

報告第2号に指定された職員以外の職員及び傍聴の方は、ご退席をお願いいたします。

(指定職員以外及び傍聴人退席)

---

(以後、秘密会)

---

**教育長職務代理者** 報告第2号、報告第3号は承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** それでは、次回の教育委員会会議の日程について事務局からお願いします。

**教育企画課長** 教育企画課長。

令和元年10月定例会でございますが、令和元年10月10日木曜日、午前10時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、確認いたします。

令和元年10月定例教育委員会会議は、令和元年10月10日木曜日、午前10時より教育委員会

5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和元年9月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員